

教育福祉委員会審査日程表

日時 令和7年9月16日（火）

午前10時開議

場所 第3・4委員会室

- | | | |
|----|--------|---|
| 第1 | 陳情第19号 | 物価高騰等に見合った医療機関への支援を国へ求める意見書の提出を求める陳情書 |
| 第2 | 陳情第20号 | 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定を国に求める意見書の提出を求める陳情書 |
| 第3 | 陳情第21号 | 委託事業者（及び再委託先事業者）に対し業務完了の確認を徹底させ、1円まで活かす市政をより忠実に実践する事を求める陳情書 |
| 第4 | 陳情第15号 | 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書 |
| 第5 | 陳情第16号 | 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書 |
| 第6 | 陳情第14号 | 排泄に課題を抱える障害者（児）に対し、日常生活用具へ排泄予測支援機器の追加認定を求める陳情書 |
| 第7 | 議案第65号 | 令和6年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第8 | 議案第64号 | 令和7年度流山市介護保険特別会計補正予算（第1号） |

- 第9 議案第66号 流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第10 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（保育所等入所承諾通知書誤送付に係る和解）
- 第11 所管事務の継続調査について

令和7年度流山市介護保険特別会計補正予算(第1号)概要資料

歳 入			歳 出		
款	補正額 (千円)	説 明	款	補正額 (千円)	説 明
1 保険料	—		1 総務費	△ 38,431	◎介護人材確保支援事業 1,169,000円 ◎介護保険事業所指定・指導事業 △39,600,000円
2 国庫支出金	108,373	◎介護給付費国庫負担金(過年度分) 105,092,000円	2 保険給付費	—	
3 支払基金交付金	—	◎地域支援事業交付金(介護予防事業・過年度分) 3,281,000円	3 地域支援事業費	—	
4 県支出金	△ 37,549	◎地域支援事業交付金(介護予防事業・過年度分) 2,051,000円	4 財政安定化基金拠出金	—	
5 寄付金	—	◎介護施設等整備事業補助金交付金 △39,600,000円	5 基金積立金	—	
6 繰入金	△ 88,749	◎事務費一般会計繰入金 1,169,000円	6 諸支出金	△ 4,494	◎国庫支出金等過年度分返還金拠出事業 △4,494,000円
		◎介護保険介護給付費準備基金繰入金 △89,918,000円			
		国・県補助金追加交付分の増額に伴う財源調整 △85,424,000円			
		国・県補助金返還分の減額に伴う財源調整 △4,494,000円			
7 繰越金	△ 25,000	◎繰越金 令和6年度決算における実質収支からの繰越額確定に伴う減額補正 △25,000,000円			
8 諸収入	—		7 予備費	—	
9 財産収入	—				
今回補正額計	△ 42,925		今回補正額計	△ 42,925	
補正前	15,490,587		補正前	15,490,587	
補正後	15,447,662		補正後	15,447,662	

流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 制定の背景

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の乳児等が、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所等を利用することができる制度である乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が、令和8年度から全国一律に実施するとされた。

これに伴い国が公布した「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」に基づき、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するもの。

なお、本事業における確認基準及び実施基準については年度内に国から公布される予定となっており、これに基づき市の条例及び要綱等を制定する。

2 条例の概要

内閣府令「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」が示す従うべき基準及び参酌すべき基準について、（4）に示す面積基準を除き、市が条例で定める基準を内閣府令と同様とする。

（1）総則（第1条 - 第20条）

条例の趣旨、乳児等通園支援事業者の一般原則、安全計画の策定、職員の一般的条件、乳児等通園支援事業所内部の規定等を定める。

（2）乳児等通園支援事業の区分（第21条）

①一般型：本事業のための定員を設け、在園児と合同又は専用室により受入れを行うものであり、本条例で定める設備及び運営の基準が適用される。

②余裕活用型：保育所等の空き定員枠を活用して受入れを行うものであり、各施設の設備及び運営の基準が適用される。

(3) 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）、
余剰活用型乳児等通園支援事業（第26条—第27条）
設ける設備・保育室等の面積等の設備の基準、職員の配置基準等
を定める。

(4) 内閣府令の参酌すべき基準と異なる基準（第22条第2号）

第22条第2号に示す一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積の基準を、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）で定める基準と同様に、乳幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。

市条例案	内閣府令（参酌すべき基準）
第22条第2号 乳児室の面積は、利用乳児又は前号の利用幼児1人につき <u>3.3平方メートル以上</u> （児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）附則第3条の規定の適用を受ける保育所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合は、1.65平方メートル以上）であること。	第21条第2号 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき <u>1.65平方メートル以上</u> であること。

※括弧内の千葉県条例附則第3条の規定は、当該条例施行前に存する保育所については従前の面積要件で足りることを示すもの。

3 施行期日

令和8年4月1日

教育福祉常任委員会行政視察（案）

- 1 期 日 令和7年10月28日（火）から
令和7年10月30日（木）まで
- 2 視 察 地 1日目 沖縄県南城市
2日目 沖縄県読谷村
3日目 沖縄県那覇保護観察所（宜野湾市沖縄国際大学）
- 3 視察人数 9人（委員7人、執行部1人、議会事務局1人）
- 4 視察事項
 - （1）沖縄県南城市
市民活動団体からの地域課題の解決、コミュニティの活性化を図る事業を公募し、提案された事業の審査に中学生を起用し、中学生ならではの視点で審査するという「上がり太陽（ていだ）プラン事業」について
 - （2）沖縄県読谷村
大学、大学院、短期大学、専門学校などへ入学予定、または入学後経済的理由により学業の継続が困難なこどもに、読谷村が運営する育英会が奨学金を貸し付ける読谷育英会について
 - （3）沖縄県那覇保護観察所（宜野湾市沖縄国際大学）
全国の市町村で、策定が努力義務となっている再犯防止計画の策定にあたり、沖縄県金武町では法務省那覇保護観察所と沖縄国際大学と三者協定を締結して取り組んでおり、大学生のフィールドワークなど取組みを通じた市町村の再犯防止計画の策定について
- 5 予算措置 予算科目1・1・1・3・2に計上済み